

## 厚幌ダム湖名前募集

建設課 土木グループ ☎ 27-2451

平成 27 年から本体工事を行ってきた幌内地区に建設中の厚幌ダムは、平成 29 年 10 月から試験湛水を開始し、平成 30 年度末に完成予定です。厚幌ダム完成によって新たにできるダム湖が、皆さんにより親しまれ愛着を持たれるように「ダム湖」の名前を募集します。



### 募集テーマ：厚幌ダムのイメージにふさわしい名称

#### 町ホームページで応募

トップページ内「厚真町からのお知らせ」一覧 > 厚幌ダム湖の名前募集  
<https://www.harp.lg.jp/29fusr2n>



#### 応募用紙・応募箱で応募

以下の場所に設置している応募用紙と応募箱をご利用ください。  
 ①役場本庁舎(まちづくり推進課前)、②役場別館(産業経済課前)、③上厚真支所  
 ④厚真町スポーツセンター、⑤総合ケアセンターゆくり、⑥まちなか交流館しゃべーる

募集期限 1月31日(水)

## 所得税・町道民税の障害者控除について

町民福祉課 福祉グループ ☎ 26-7872  
 (総合ケアセンターゆくり内)

所得税や町・道民税の納税者本人や扶養親族等が障害者であるときは、申告により障害者控除を受けることができます。「別に暮らしている子に扶養されている」などの場合には、申告により子が控除を受けることができます。

また、障害者手帳をお持ちでない方でも、要支援・要介護認定を受けている方のうち、寝たきりや認知症の状況によって対象となる場合があります。平成 29 年 12 月 31 日時点(平成 29 年に死亡した場合は死亡日)に下表の「控除を受けられる条件」に該当する場合は、上記までお問い合わせください。

区分	特別障害者控除	障害者控除
控除を受けられる条件	身体障害者手帳 1 級・2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方 障害者手帳をお持ちでない方でも、要支援・要介護認定を受けている方のうち、寝たきりや認知症の状況によって対象となる場合があります。	左記以外の等級の障害者手帳をお持ちの方
所得税の控除額	所得金額から40万円が控除されます	所得金額から27万円が控除されます
町・道民税の控除額	所得金額から30万円が控除されます	所得金額から26万円が控除されます

## ピアノを譲っていただけませんか

生涯学習課 社会教育グループ ☎ 27-2495

各種事業で活用することを目的として、無償でお譲りいただけるアップライトピアノ(一般家庭のレッスン用ピアノ)を探しています。調律や運搬にかかる費用は不要です。なお、町内にあり、使用できる(壊れていない)状態のものに限ります。ご家庭で不用になったピアノがありましたら、ご連絡をお願いします。



## 入札参加資格審査申請書の受付をします

総務課 財政グループ ☎ 27-2481

平成 30 年度に町が発注する建設工事等の入札に参加される方は、次により入札参加資格審査申請書を提出してください。なお、建設業以外の物品等販売指名を希望する町内業者の方は、入札参加資格審査申請書の提出を特に必要としません。



- 提出書類  
入札参加資格審査申請書および工事または物件の販売等の実績や誓約書など指定の添付書類
- 有効期限  
平成30年度の1年間
- 受付期間  
2月1日(木)～2月28日(水)  
※土曜・日曜日、祝日を除く
- 受付時間  
9時～12時、13時～17時

## 「農地中間管理機構」による農地の借受希望者(受け手)を募集します

公益財団法人北海道農業公社 日胆支所業務農地課 ☎ 0144-32-8171  
 厚真町農業委員会事務局 ☎ 27-2409

農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社では、農地を借りたい人(受け手)の募集を行っております。ご希望の方は、町農業委員会事務局までお問い合わせください。

**注意事項**

募集は年2～3回(5月と9月のほか不定期実施)の決められた期間しか行いませんので、地域農業の担い手の方や、経営規模の拡大または分散錯圃の解消を希望される方などは、忘れずに申請(借受希望)の手続きを行ってください。

借借受希望の申請ですので、この申請により農地の借受けが決定するわけではありません。

平成 28 年度の募集から、有効期限が5年間となっていますので、昨年度以降に申請をされた方は申請の必要はありません。平成 27 年度以前に申請された方の有効期限は1年間のままで、すでに有効期限が切れていますので、借受けを希望する場合には必ず手続きしてください。

**募集期間**

1月10日(水)  
 )  
 2月8日(木)

## 医療費控除の明細書の添付が義務化

総務課 税務グループ ☎ 27-2481

平成 29 年分の確定申告から、書面で確定申告書を提出する場合、医療費控除を受ける場合、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が義務化されました。「医療費控除の明細書」には、医療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに医療費を合計して記載する必要があります。

- ※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません)。
- ※平成 29 年分から平成 31 年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。
- ※国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、医療費控除の明細書や確定申告書を作成することができますので、ご利用ください。